特定非営利活動法人 未来へ繋ぐこどもロボット・AI 教室 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人未来へ繋ぐこどもロボット・AI教室と称する。 英語表記は、The Funstitute for Artificial Intelligence and Robotics(略称: FAIR)とする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を京都府京都市中京区「黒塗り」に置く。

(目的)

第3条 本法人は、社会的・経済的に困難な状況にある子どもたちに対して、ロボット、プログラミングおよび現代の人工知能の実践的な活用に関する教育活動を行うことを通じて、子どもたちのスキル、創造力および将来の可能性を広げ、もって日本の将来を担う労働力の技術対応能力の向上と、より機会均衡の取れた社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる次の活動を行う。

- 1. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 2. 子どもの健全育成を図る活動
- 3. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ロボット、プログラミング、人工知能に関する教室、ワークショップ、イベント等の企画・実施
- 教材の開発および配布
- 他団体・企業・教育機関との協働による教育支援事業
- その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本法人の会員は、次の4種とする。

- 1. **創立会員** 本法人の設立に貢献し、本法人の目的に賛同した個人または団体で、総会における議決権を有し、会費を徴収しない。
- 2. 賛助会員 本法人の目的に賛同し、活動を支援する個人または団体で、議決権を有しない。

- 3. **一般会員** 本法人の目的に賛同し、教材へのアクセス権を有する個人または団体で、議決権を有しない。
- 4. **活動会員** 本法人の目的に賛同し、積極的に活動に参加する個人または団体で、総会における議決権を 有し、教材へのアクセス権および開発への参加権を有する。

(入会)

第7条

- 1. 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 2. 代表理事は、正会員として入会を申し込んだ者については、その者が本法人の目的に賛同し、活動に参加する意思があると認める場合は、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。 賛助 会員として入会を申し込んだ者については、本法人の目的に賛同し、事業を賛助する意思があると認める場合は、入会を承認するものとする。
- 3. 代表理事は、第2項の規定により入会を承認しない場合には、速やかに、理由を付した書面をもって本 人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員の年会費は、次のとおりとする。

- 1. 創立会員 無料
- 2. **賛助会員** 年額3,000円
- 3. 一般会員 年額8,000円
- 4. 活動会員 年額15,000円

会費の納入時期、方法その他会費に関し必要な事項は、理事会において別に定める。 既納の会費は、返還しない。ただし、理事会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(退会)

第9条 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

(会員の権利)

第11条

- 1. 創立会員および活動会員は、総会における議決権を有する。
- 2. 一般会員および活動会員は、本法人が開発または提供する教材および資料へのアクセス権を有する。
- 3. 活動会員は、前項に加え、教材開発への参加権およびGitHubリポジトリへのプルリクエスト権を有する。
- 4. 各会員の具体的な権利および義務については、理事会において別に定める。

第3章 役員

(役員の種別、定数)

第12条 本法人に次の役員を置く。

- 1. 理事 3名以上
- 2. 監事 1名

(役員の選任)

第13条 役員は総会において選任する。

(役員の職務)

第14条

- 1. 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。
- 2. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 3. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 。 (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - 。 (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは 定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する こと。
 - o (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 。 (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第16条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条(役員の報酬等)

- 1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総会

(構成)

第18条 総会は創立会員および活動会員をもって構成する。

(権限)

第19条 総会は次の事項を議決する。

- 1. 定款の変更
- 2. 事業計画および収支予算ならびにその変更
- 3. 事業報告および決算
- 4. 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- 5. 会員の除名
- 6. 法人の解散
- 7. その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 総会は年1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(定足数)

第21条 総会は、総創立会員および総活動会員の半数以上の出席がなければ開会することができない。書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を創立会員および活動会員の出席者数に算入する。

(議決方法)

第22条 総会の議決は、出席した正会員の過半数の賛成をもって行う。

(書面または電磁的方法による議決)

第23条

- 1. 本法人の総会の決議は、書面または電磁的方法(LINE、Facebook Messenger、WhatsApp、電子メール等)により行うことができる。
- 2. 電磁的方法による総会において、「出席」とは、会議の招集通知に定める期限までに、議決権を行使 した(賛成、反対、または棄権の意思表示を含む)、または別途定める方法で出席の意思を表明した 正会員をいう。期限までに意思表示がなかった正会員は、当該総会においては欠席したものとみな す。

第5章 資産及び会計

(会計年度)

第24条 本法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告等)

第25条 毎事業年度終了後、事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録を作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款を変更しようとするときは、総正会員の半数以上が出席する総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。ただし、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第27条 本法人は、総会の議決により解散することができる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

第28条 (残余財産の帰属)

本法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、京都市に譲渡するものとする。

第8章 公告の方法

第29条(公告の方法)

- 1. 本法人の公告は、本法人のホームページに掲載する方法により行う。
- 2. 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についても、前項の方法により行う。
- 3. やむを得ない事由により、前項のホームページによる公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

附則

- 1. この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2. 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
 - 。 代表理事: トラビス・モア
 - o 理事: マーク・ダニエル・クラインストラ
 - 理事: 吹野 恵美
 - 監事: (空欄)
- 3. 本法人の設立当初の役員の任期は、第14条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から令和9年(2027年)5月1日までとする。
- 4. 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第16条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5. 本法人の設立当初の事業年度は、第21条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から令和8年(2026年)3月31日までとする。